

○青森県県営住宅規則

昭和三十七年二月十日

青森県規則第八号

〔青森県県営住宅管理条例施行規則〕をここに公布する。

青森県県営住宅規則

(昭三九規則三〇・平九規則二四・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）及び青森県県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項並びに県営住宅及び共同施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭三九規則三〇・平九規則二四・平一七規則七二・一部改正)

(県営住宅の戸数及び共同施設)

第一条の二 条例第三条第二項に規定する規則で定める県営住宅の団地ごとの県営住宅の戸数及び共同施設は、別表第一のとおりとする。

(昭五九規則一五・追加、平一六規則七四・一部改正)

(入居者資格に係る障害の程度等)

第一条の三 条例第四条第一項第一号イに規定する規則で定める障害の程度は、次の各号のいずれかに該当する障害の程度とする。

- 一 身体障害者福祉法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までに該当する身体障害の程度
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和三十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する障害等級が一級又は二級に該当する精神障害の程度
- 三 前号に規定する精神障害の程度に相当する知的障害の程度

2 条例第四条第一項第一号ロに規定する規則で定める障害の程度は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症とする。

3 条例第四条第四項第一号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- 一 六十歳以上の者
- 二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が次のいずれかに該当する障害の程度であるもの
  - イ 身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一級から四級までに該当する身体障害の程度
  - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する障害等級が一級から三級までに該当する精神障害の程度
  - ハ ロに規定する精神障害の程度に相当する知的障害の程度
- 三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症であるもの
- 四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- 五 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- 六 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
- 七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する配偶者暴力防止等法第二条に規定する被害者を含む。）で次のいずれかに該当するもの
  - イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条（配

偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

八 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

九 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十一条の規定により法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者

十 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第二十一条の規定により法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者

十一 現に同居し、又は同居しようとするパートナー(知事が別に定める要件に該当する者に限る。)がある者

4 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、その職員に、当該入居の申込みをした者に面接し、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させ、又は市町村に意見を求めることがある。

(平二四規則一八・追加、平二四規則四九・平二五規則四八・平二六規則三七・令四規則四一・一部改正)

(入居承認の申請)

第二条 条例第五条の規定により県営住宅の入居の承認を受けようとする者(以下「入居申込者」という。)は、県営住宅入居申込書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 入居申込者及び同居予定者の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)による住民票の写し(以下「住民票の写し」という。)

二 入居申込者及び同居予定者が県税を滞納していないことを証明する書類

三 入居申込者又は同居予定者が所得金額(公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号。以下「政令」という。)第一条第三号に規定する所得金額をいう。以下同じ。)を有する者である場合にあっては、これらの者に係る次に掲げる書類

イ 当該入居の申込みをしようとする日の区分に応じ、次に掲げる書類

(1) 当該入居の申込みをしようとする日が一月から六月までの間にある場合 その日の属する年の前前年の所得に関する税務署長又は市町村長の証明書(以下「所得

証明書」という。)及びその日の属する年の前年の所得金額を明らかにする源泉徴収票の写しその他の書類

(2) 当該入居の申込みをしようとする日が七月から十二月までの間にある場合 その日の属する年の前年の所得証明書

ロ イに掲げる書類に基づき収入（政令第一条第三号に規定する収入をいう。以下同じ。）を同号に規定するところにより算定するのに必要な同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類

四 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、入居申込者（桜町団地に係る入居申込者を除く。）は、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を個人番号届出書（第二号様式）により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、前項第一号に掲げる書類並びに同項第三号及び第四号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

（昭三九規則三〇・昭六二規則六〇・平九規則二四・平九規則七二・平二六規則五二・平三〇規則二・平三〇規則四七・一部改正）

（入居の承認書等）

第三条 知事は、条例第六条又は第七条第二項の規定により入居者を決定したときは、県営住宅入居承認書（第三号様式）を入居決定者に交付する。

2 知事は、条例第七条第一項の規定により、入居補欠者を定めたときは、その旨を入居補欠者に通知する。

（昭三九規則三〇・平九規則二四・一部改正）

（誓約書）

第三条の二 条例第八条第一項ただし書に規定する知事が特別の事情があると認める者は、誓約書（第三号様式の二）を知事に提出しなければならない。

（令二規則一五・追加）

（請書）

第四条 条例第八条第一項第一号に規定する請書は、第四号様式によるものとする。

（昭三九規則三〇・一部改正）

（保証人の変更等）

第五条 入居者は、保証人が条例第八条第一項第一号に規定する資格を失ったときその他の

理由により保証人を変更しようとするときは保証人変更承認申請書（第五号様式）を、保証人の住所、氏名、勤務先又は電話番号に変更があつたときは保証人住所等変更届（第六号様式）を知事に提出しなければならない。

（昭三九規則三〇・平九規則二四・一部改正）

第六条 知事は、必要があると認めるときは、入居決定者又は入居者に対し、保証人の住民票の写し及び所得証明書を提出させることがある。

（平九規則七二・一部改正）

（入居期限延長承認の申請）

第六条の二 条例第八条の二第二項の規定により知事の承認を得ようとする者は、県営住宅入居期限延長承認申請書（第六号様式の二）を知事に提出しなければならない。

（平七規則一五・追加、平九規則二四・一部改正）

（入居届）

第六条の三 条例第八条の二第三項の規定による届出は、県営住宅に入居した日から十五日以内に、県営住宅入居届（第六号様式の三）に入居者及び同居者の住民票の写しを添えて行わなければならない。

（平七規則一五・追加、平九規則二四・一部改正）

（所得に関する事項の申告）

第七条 条例第十条第一項の規定による所得に関する事項の申告は、毎年七月末日までに、当該申告をしようとする日の属する年の前年の所得に関する所得金額等申告書（第七号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

一 入居者又は同居者が所得金額を有する者である場合にあつては、これらの者に係る次に掲げる書類

イ 当該申告をしようとする日の属する年の前年の所得証明書

ロ イに掲げる書類に基づき収入を政令第一条第三号に規定するところにより算定するのに必要な同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類

二 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する申告（桜町団地に係る申告を除く。）は、個人番号を個人番号届出書（第二号様式）により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、同項各号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないで行うことができる。

（平九規則二四・全改、平九規則七二・平三〇規則二・平三〇規則四七・一部改正）

(収入、収入超過者及び高額所得者に係る認定通知等)

第八条 条例第十条第二項又は第三項の規定による収入の認定(条例第十条の二第一項及び第二項に規定する入居者に係る収入の認定を除く。)の通知は、収入認定通知書(第八号様式)によるものとする。

2 条例第十条の二第一項の規定により収入超過者と認定された入居者に対する条例第十条第二項又は第三項の規定による収入の認定の通知及び条例第十条の二第一項の規定による収入超過者として認定した旨の通知は、収入超過者認定通知書(第九号様式)によるものとする。

3 条例第十条の二第二項の規定により高額所得者と認定された入居者に対する条例第十条第二項又は第三項の規定による収入の認定の通知及び条例第十条の二第二項の規定による高額所得者として認定した旨の通知は、高額所得者認定通知書(第十号様式)によるものとする。

4 条例第十条第四項前段の規定により意見を述べようとする者は、同条第二項又は第三項の規定による通知を受けた日から一月以内に、意見書(第十一号様式)に必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

5 知事は、条例第十条第四項後段の規定により収入を更正したときは、収入更正通知書(第十二号様式)により通知するものとする。

6 前二項の規定は、条例第十条の二第一項及び第二項の規定による認定について準用する。この場合において、第四項中「第十条第四項前段」とあるのは「第十条の二第三項において準用する第十条第四項前段」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは「第十条の二第一項又は第二項」と、前項中「第十条第四項後段」とあるのは「第十条の二第三項において準用する第十条第四項後段」と、「収入を更正したときは、収入更正通知書」とあるのは「認定を取り消したときは、収入超過者(高額所得者)認定取消通知書」と読み替えるものとする。

(平九規則二四・追加、平二九規則四〇・一部改正)

(家賃又は敷金の減免又は徴収猶予の申請等)

第九条 条例第十三条又は第十四条第四項の規定により家賃又は敷金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、県営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書(第十三号様式)にその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者(桜町団地に係る者を除く。)は、個人番号を個人番号届出書(第二号様式)により知事に届け出た場合において、知事が別に定め

る場合に該当するときは、同項に規定する書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

3 知事は、第一項の申請があつたときは、その減免又は徴収猶予の可否を決定し、県営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）決定通知書（第十四号様式）により通知するものとする。

（昭三九規則三〇・一部改正、平九規則二四・旧第八条繰下・一部改正、平三〇規則四七・一部改正）

（不在届）

第十条 入居者は、その不在期間が十五日以上にわたるときは、県営住宅不在届（第十五号様式）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

（平九規則二四・旧第九条繰下・一部改正）

（異動届）

第十一条 入居者は、入居者の勤務先に変更があつたとき、又は同居者に異動があつたとき（法第二十七条第五項（条例第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定により知事の承認を得なければならないときを除く。）は、速やかに異動届（第十六号様式）を知事に提出しなければならない。

（平七規則一五・一部改正、平九規則二四・旧第十条繰下・一部改正、平一九規則四七・一部改正）

（一部転用承認等の申請）

第十二条 法第二十七条第三項ただし書又は第四項ただし書（これらの規定を条例第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定により知事の承認を得ようとする者は、それぞれ県営住宅一部転用承認申請書（第十七号様式）又は県営住宅模様替（増築）承認申請書（第十八号様式）を知事に提出しなければならない。

（平九規則二四・旧第十一条繰下・一部改正、平一九規則四七・一部改正）

（同居承認の申請）

第十三条 法第二十七条第五項（条例第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定により知事の承認を得ようとする者（以下「同居承認申請者」という。）は、県営住宅同居承認申請書（第十九号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 新たに同居させようとする者の住民票の写し

二 同居承認申請者、同居者及び新たに同居させようとする者が県税を滞納していないことを証明する書類

三 同居承認申請者、同居者又は新たに同居させようとする者が所得金額を有する者である場合にあっては、これらの者に係る次に掲げる書類

イ 当該申請をしようとする日の区分に応じ、次に掲げる書類

(1) 当該申請をしようとする日が一月から六月までの間にある場合 その日の属する年の前前年の所得証明書及びその日の属する年の前年の所得金額を明らかにする源泉徴収票の写しその他の書類

(2) 当該申請をしようとする日が七月から十二月までの間にある場合 その日の属する年の前年の所得証明書

ロ イに掲げる書類に基づき収入を政令第一条第三号に規定するところにより算定するのに必要な同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類

四 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同居承認申請者（桜町団地に係る同居承認申請者を除く。）は、個人番号を個人番号届出書（第二号様式）により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、同項第一号に掲げる書類並びに同項第三号及び第四号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

（平九規則二四・全改、平九規則七二・平一九規則四七・平二六規則五二・平三〇規則二・平三〇規則四七・一部改正）

（入居継続承認の申請）

第十四条 法第二十七条第六項（条例第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定により知事の承認を受けようとする者（以下「入居継続承認申請者」という。）は、入居者の死亡又は退去の日から一月以内に、県営住宅入居継続承認申請書（第二十号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 入居継続承認申請者及び同居者の住民票の写し

二 入居継続承認申請者及び同居者が県税を滞納していないことを証明する書類

三 入居継続承認申請者又は同居者が所得金額を有する者である場合にあっては、これらの者に係る次に掲げる書類

イ 当該申請をしようとする日の区分に応じ、次に掲げる書類

(1) 当該申請をしようとする日が一月から六月までの間にある場合 その日の属する年の前前年の所得証明書及びその日の属する年の前年の所得金額を明らかにする源泉徴収票の写しその他の書類

(2) 当該申請をしようとする日が七月から十二月までの間にある場合 その日の属



する年の前年の所得証明書

ロ イに掲げる書類に基づき収入を政令第一条第三号に規定するところにより算定するのに必要な同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類

四 入居者の死亡に係る申請の場合にあつては、入居者の死亡を証明する書類

五 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、入居継続承認申請者（桜町団地に係る入居継続承認申請者を除く。）は、個人番号を個人番号届出書（第二号様式）により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、同項第一号に掲げる書類並びに同項第三号及び第五号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

（平九規則二四・全改、平九規則七二・平一九規則四七・平二六規則五二・平三〇規則二・平三〇規則四七・一部改正）

（返還届）

第十五条 条例第十七条第一項の規定による届出は、県営住宅返還届（第二十一号様式）によらなければならない。

（昭三九規則三〇・平九規則二四・一部改正）

（県営住宅監理員等の身分を示す証明書）

第十六条 条例第十七条第四項に規定する県営住宅監理員等の身分を示す証明書は、第二十二号様式によるものとする。

（平九規則二四・一部改正）

（明渡期限延長の申出）

第十七条 法第二十九条第八項（条例第二十八条の二において準用する場合を含む。）及び条例第十八条の規定による明渡期限の延長の申出は、県営住宅明渡期限延長申出書（第二十三号様式）によらなければならない。

（平九規則二四・追加、平一九規則四七・平二九規則二八・一部改正）

（社会福祉事業に係る使用許可の申請）

第十八条 条例第二十条第一項の規定による県営住宅の使用の許可（以下「県営住宅の使用許可」という。）を受けようとする者は、県営住宅使用許可申請書（第二十四号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 条例第二十条第一項に規定する社会福祉事業に基づき共同生活を営むため県営住宅を住居とする者（以下「被援護者」という。）が所得金額を有する者である場合にあつては、これらの者に係る第十三条第一項第三号イ及びロに掲げる書類

二 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、県営住宅の使用許可をしたときは、県営住宅使用許可書（第二十五号様式）を交付するものとする。

（平九規則二四・追加、平二六規則五二・平三〇規則四七・一部改正）

（使用開始期限延長承認の申請）

第十九条 条例第二十一条第二項の規定により知事の承認を得ようとする者は、県営住宅使用開始期限延長承認申請書（第二十六号様式）を知事に提出しなければならない。

（平九規則二四・追加）

（使用開始届）

第二十条 条例第二十一条第三項の規定による届出は、県営住宅の使用を開始した日から十五日以内に、県営住宅使用開始届（第二十七号様式）に被援護者の住民票の写しを添えて行わなければならない。

（平九規則二四・追加）

（社会福祉事業に係る使用料の徴収方法）

第二十一条 条例第二十二条の使用料（以下「使用料」という。）は、県営住宅の使用許可に係る使用期間の初日から県営住宅を明け渡した日まで徴収する。

2 前項の場合において、その月の使用期間が一月に満たないときは、その月の使用料は、日割計算によつて徴収する。

3 知事は、県営住宅の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が条例第二十五条において準用する条例第十七条第一項に規定する手続を経ないで県営住宅を立ち退いたときは、第一項の規定にかかわらず、明け渡した日を認定し、その日までの使用料を徴収するものとする。

（平九規則二四・追加）

（社会福祉事業に係る使用料の納期限）

第二十二条 使用料は、毎月月末（使用者が月途中で県営住宅を明け渡すときは、当該県営住宅の明渡しを行う日）までに、その月分を納付しなければならない。

（平九規則二四・追加）

（使用許可に係る異動届）

第二十三条 使用者は、被援護者に異動があつたときは、速やかに使用許可に係る異動届（第二十八号様式）を知事に提出しなければならない。

（平九規則二四・追加）

(使用許可に係る一部転用承認等の申請)

第二十四条 条例第二十五条において準用する法第二十七条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により知事の承認を得ようとする者は、それぞれ使用許可に係る県営住宅一部転用承認申請書(第二十九号様式)又は使用許可に係る県営住宅模様替(増築)承認申請書(第三十号様式)を知事に提出しなければならない。

(平九規則二四・追加)

(使用許可に係る返還届)

第二十五条 条例第二十五条において準用する条例第十七条第一項の規定による届出は、使用許可に係る県営住宅返還届(第三十一号様式)によらなければならない。

(平九規則二四・追加)

(特例入居に係る県営住宅の管理)

第二十六条 条例第二十六条第一項に規定する中堅所得者が県営住宅に入居する場合における第二条第一項、第三条、第十三条第一項及び第十四条第一項の規定の適用については、第二条第一項中「第五条」とあるのは「第二十六条第一項」と、「県営住宅入居申込書」とあるのは「県営住宅特例入居申込書」と、「公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号。以下「政令」という。)第一条第三号」とあるのは「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号。以下「省令」という。)第一条第三号」と、「収入(政令第一条第三号に規定する収入」とあるのは「所得(省令第一条第三号に規定する所得」と、第三条第一項中「条例第六条又は第七条第二項」とあるのは「条例第二十八条第二項において準用する青森県特定公共賃貸住宅条例(平成九年三月青森県条例第六号)第七条又は第八条第二項」と、「県営住宅入居承認書」とあるのは「県営住宅特例入居承認書」と、同条第二項中「条例第七条第一項」とあるのは「条例第二十八条第二項において準用する青森県特定公共賃貸住宅条例第八条第一項」と、第十三条第一項第三号ロ及び第十四条第一項第三号ロ中「収入を政令第一条第三号」とあるのは「所得を省令第一条第三号」とする。

(平九規則七二・追加、平二六規則五二・平三〇規則四七・一部改正)

(駐車場利用承認の申請)

第二十七条 条例第二十九条第一項の承認を受けようとする者は、駐車場利用承認申請書(第三十二号様式)に自動車検査証の写しその他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(平一六規則七四・追加)

(駐車場利用承認書)

第二十八条 知事は、条例第二十九条第一項の承認をしたときは、駐車場利用承認書（第三十三号様式）を交付するものとする。

(平一六規則七四・追加)

(規則で定める額)

第二十九条 条例第三十条第一項に規定する規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

(平一六規則七四・追加)

(駐車場の使用料の徴収方法)

第三十条 条例第三十条第一項の使用料（以下「駐車場の使用料」という。）は、条例第二十九条第一項の承認に係る利用期間の初日から駐車場を明け渡した日まで徴収する。

2 前項の場合において、その月の利用期間が一月に満たないときは、その月の駐車場の使用料は、日割計算によつて徴収する。

3 知事は、条例第二十九条第一項の承認を受けた者（以下「駐車場利用者」という。）が第三十四条に規定する手続を経ないで駐車場を明け渡したときは、第一項の規定にかかわらず、明け渡した日を認定し、その日までの駐車場の使用料を徴収するものとする。

(平一六規則七四・追加)

(駐車場の使用料の納期限)

第三十一条 駐車場の使用料は、毎月末日（駐車場利用者が月の中で駐車場を明け渡すときは、当該駐車場の明渡しを行う日）までに、その月分を納付しなければならない。

(平一六規則七四・追加)

(駐車場の使用料の減免)

第三十二条 条例第三十条第二項の規定により駐車場の使用料の減免を受けようとする者は、駐車場使用料減免申請書（第三十四号様式）にその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があつたときは、その減免の可否を決定し、駐車場使用料減免決定通知書（第三十五号様式）により通知するものとする。

(平一六規則七四・追加)

(駐車場利用変更届)

第三十三条 駐車場利用者は、駐車する車両又は駐車する車両の所有者若しくは使用者の氏名若しくは名称に変更があつたときは、速やかに駐車場利用変更届（第三十六号様式）を知事に提出しなければならない。

(平一六規則七四・追加)

(返還届)

第三十四条 駐車場利用者は、駐車場を明け渡そうとするときは、明渡しの日の五日前までに、明渡しの年月日を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(平一六規則七四・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第三十五条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第二条の規定により同条に規定する指定管理者に県営住宅の団地及びその共同施設の管理を行わせることとした場合は、当該指定管理者は、県営住宅の団地及びその共同施設の施設、設備等の維持管理に関することその他県営住宅の団地及びその共同施設の管理に関し必要な業務(個人番号の届出の受理に関する業務を除く。)を行う。

(平一七規則七二・追加、平三〇規則四七・一部改正)